

**付録**  
**悪徳商法に遭わないために**

## 資格商法(電話勧誘商法)

これは、電話を利用して資格の取得を勧める商法で、「**国家資格が得られる**」とか「**就職、昇進に有利**」**という強引に契約を迫る商法**です。

訪問販売法で「電話勧誘販売」として条文が設けられています。断ったつもりで「結構です」「いいです」「書類を見てから…」といった曖昧な返事をする**と、契約成立とみなされて後日契約書や教材が送られ、法外な額を請求されたりします。**

もし契約してしまったのなら、**契約書を受け取った日から8日以内ならクーリング・オフができます。**万が一、既にお金を払っていても**全額返納**されます。

契約の意思がないのに一方的に契約書を送られ、電話で矢の催促を受けている場合は、もともと取り消すべき契約がないのですから、クーリング・オフを考える必要はない、という考えに徹し、**弁護士などから内容証明郵便などを出してもらって毅然と突っぱねるべきです。**

このような電話は、きっぱりと、はっきりと断り、**一方的に電話を切ってしまうのが一番**です。

曖昧な態度で電話対応しては、つけ込まれるだけです。

## かたり商法

**有名なものは消火器の訪問販売です。**

「消防署の方から来ました」と言って、**あたかも消防署員のように語る**ことから「かたり商法」と呼ばれています。

「…の方から来た」という言い方が特徴です。

消防署員のような服装を着て、「**消火器が義務付けられました**」と言って、**市価の何倍もの価格で消火器を売りつけます。**語り口調が巧妙な上に紛らわしい服装ですので、**ついつい契約してしまうケースが多い**ようです。

他にも、保健所職員やNTT社員などを装ったケースもあります。

もし万が一契約してしまったなら、契約した日から8日以内であればクーリング・オフができます。また万が一既にお金を払っていても全額返納されます。

違約金などを支払う必要はありません。  
商品も相手負担で引き取ってもらえます。

**公的機関の職員が訪問販売などすることは絶対にありません**から注意しましょう。

## S F (催眠) 商法

これは路上で粗品などの引換券を配ったり、クジをひかせたりして、ビルなどの会場に人を集め、最初は日用品や食料品などを格安で配ります。

数を少なくして欲しい人に手を挙げさせ、わざと煽ります。

集まった人は次第に興奮してきますが、そこが狙いであって、頃合いをみて高額な羽毛布団や磁気マットレスなどを出します。

参加者は興奮状態から思わず手を挙げてしまい、高額な商品を買わされるハメになってしまいます。

**お年寄りや主婦が狙われやすい**のが特徴です。

S F 商法は、訪問販売に当たりますので、もし契約してしまっても、契約した日から8日以内ならばクーリング・オフができ、万が一お金を払っていても全額返納されます。

違約金なども支払う必要はありません。  
商品は送料相手負担で引き取ってもらえます。

**路上で甘い言葉をかけられてもハッキリと断ることが大切**です。

なお、S F とは、「S」 新製品、「F」 普及、の当て字です。

## 内職商法

「自宅で高収入を！」という広告や電話で主婦などに内職の勧誘をするのがこの商法です。

本当に内職の斡旋ならよいのですが、実際は材料や機械を売りつけたり、登録料や講習会の受講料などを取るのが目的です。

お金を払った後の仕事の斡旋は、まずないのが通常ですから投資金は無駄になってしまいます。

パソコンのデータ入力、チラシ配り、アクセサリ作成などが代表的な内職商法です。

内職商法は代理店契約をした場合の登録料はクーリング・オフができませんが、パソコンなどの機材のクーリング・オフはできます。

電話などで申込みの際に、その場で安易に申し込まずに、契約書などをまず送ってもらい、内容をチェックすることです。

また**その内容が妥当なものかどうかを第三者に見てもらおう**といいでしょう。

また、もし相手の事務所などに出かけて説明を受ける、という場合は、その場で契約を強引にさせられる危険性がありますから、ご主人や友人などと一緒にいくなどして危険回避をするべきです。そんなに甘い話はないのです。

## 展示会商法

路上で無料の入場券やポスター無料交換券などを配り、絵画の展示会などの会場で高額な絵画などを販売する商法です。

大体、法外に高額な場合が多く、担当者の強引な説得で買わされてしまうケースがほとんどです。

この商法で気をつけたいのは、**路上で呼び止められ付き添われて会場へ行った場合のみ、クーリング・オフができる**ということです。

招待券やポスター無料交換券を持って、自分で会場に出向いた場合や、デパートなどで開催される継続的な展示会ではクーリング・オフは適応されませんので注意して下さい。

## 送り付け(ネガティブ・オプション)商法

注文していない商品を一方的に送りつけ、受け取った以上、消費者が支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法です。

福祉目的の内容が多いことから「福祉商法」とも呼ばれています。盲導犬を贈るとか、老人ホーム建設のために、という名目で粗悪な品物を買わせます。

これにはもちろん支払う義務も返送の義務も全くありません。

十四日経てば勝手に処分しても構いませんし、相手に注文していないことや引取りの連絡をする必要もありません。

但し、受け取った時の配送伝票は証拠として必ず残しておきましょう。

但し、その商品を使用、消費した場合は、買ったとみなされ、代金を支払わなければいけませんので注意して下さい。

あと、注意が必要なのは、代引き(着払い)で送られてきた場合です。

うっかり支払ってしまうと取引成立とみなされ、まずお金は戻ってこないと考えておいた方がいいです。

心当たりのない代引きは受取を拒否できますから、家族間で十分徹底しておくといいでしょう。なお、二週間経過後に相手から返還要求があっても、これに応じる必要はありません。

## キャッチセールス

路上で、美容などのアンケートと称して近くのサロンへ連れて行き、法外な価格で化

化粧品や美顔器などを買わせる商法です。

契約するまで返さないという悪質なケースが多いですから軽い気持ちでついていくことは大変危険です。

これは8日以内ならクーリング・オフができますが、但し、未使用の場合に限ります。

もし、契約者が満二十歳未満の未成年者なら、契約には親権者の同意が必要ですから、同意のない契約は本人か法定代理人(親権者)が取り消すことができます。

この場合、仮に使ってしまっても使用済みの状態で返品しても構いません。

業者は代金や使用料を請求することができないのです。

## アポイントメント・セールス

「おめでとうございます！あなたは全国から特別に選ばれ、プレゼントが当たりましたので、 月×日 時に\* \*ホテルまでお越し下さい」  
こんな電話を受け取った方はいらっしゃいませんか？

これがアポイントメント・セールスです。

リゾート施設の会員権などを買わせるのが目的で、**契約時には華やかな話をしますが、内容的に貧弱なものがほとんどで、実質的には役に立たない会員権**というわけ  
です。

この他に、パソコンや英会話教材、ダイヤ、美術品、自己啓発教材などもあります。

まずは、このような勧誘には行かないことです。

「興味がない」とハッキリ断って電話を一方向的に切ってしまうことです。

逆に根掘り葉掘り、内容を突っ込んで聞いてみるのも手かもしれません。

もし、万が一、契約してしまった場合は、営業所以外(例えばホテルなど)で契約した場合は8日以内ならクーリング・オフができますが、営業所で契約した場合はできま

せん。

但し、本来の目的を告げずに電話や手紙で営業所に呼ばれていった場合は、クーリング・オフの対象になります。

しかし、電話では「目的を説明した」「聞いていない」といった水掛け論になる可能性があるため、とにかく軽い気持ちでは絶対に行かないことです。

## 海外旅行

パック旅行で実際に現地に行ってみると契約時に示されたホテルではなく、質の落ちるホテルに勝手に変更されていた、というケースです。

パック旅行では、天災や戦乱を除き、契約に盛り込まれた内容の変更に対して、旅行会社が一定の割合で補償金を支払わなければなりません。

申込みの際にはこの点を十分に確認しておくことです。

詳しいことは、(社)日本旅行業協会で教えてくれます。TEL 03-3592-1266

## 偽ブランド商法

偽ブランド商品とは要するにコピー商品のことで、

ルイ・ヴィトンや、プラダなどの人気ブランドに多く見られます。これは輸入も製造も販売も法律違反で罰せられます。たとえ「これはコピー商品です」と断って販売しても法律違反に変わりありません。

偽ブランド商品を買っても直接購入者が罰せられることはありませんが、**犯罪者を助けることになり、絶対に手を出さないようにしたいものです。**

万が一、知らずに買っても、クーリング・オフなどの救済制度はありませんから、第三者に手伝ってもらうなどして、本物を見極めることが大切です。また、海外旅行でたとえ知らずに偽ブランドを買ってしまっても、輸入は禁止されてい

ますから日本への入国の際に没収されます。

## 見積もり工事商法

屋根工事、外壁工事などを「特別に安くする」といって強引に勧誘する商法です。

しかし、実のところ全然安くなかったり、ずさんな工事だったりします。

業者の言うことを鵜呑みにしないで、別の業者からも見積もりを取るなどして、その場では絶対に契約しないことです。

もし万が一契約をしてしまって工事が着工されていても、契約日から8日以内ならクーリング・オフができます。施工前と状態が変わっていても、無料で元の状態に戻せることができます。

## 点検商法

シロアリの点検や検査を装って家に上がりこみ、実際にそんな事実がなくても、「シロアリがたくさんいた」などと嘘を言って、シロアリ駆除作業を騙し取る商法です。

他に、水道水、ダニ、カビなどを点検する場合があります。

近所の評判や、知り合いからの紹介など、実績のある業者に頼むのが最も安全で、初めての業者は絶対に家に上げないようにすることが大切です。

特に、留守番のお年寄りなどは断りきれずに家にあげてしまうようです。これも、契約日から8日以内ならクーリング・オフができます。

## 利殖目的商法

「絶対に儲かる！」これがこの商法の常套文句です。

金、プラチナ、砂糖、大豆などの商品先物取引や、ほとんど価値のない山林や原野を売る、原野商法、ゴルフ会員権など「将来必ず値上がりする」といって多額の金銭を巻き上げる商法です。

これは残念ながら自己責任であって救済処置はありませんが、あまりにもあくどい内容であれば、被害者が連帯で起訴することは有り得ます。

「絶対儲かる」という話など、**それこそ絶対にはない**のです。

## 公団住宅申込み代行商法

これは、**公団住宅への申込みを代行します、ということ**なのですが、よくポストに入っている**代行業者のハガキを公団の申込書**と思ったり、**資料請求する申込書**と思って投函すると何万円もの登録料を請求してくる商法です。

紛らわしいハガキを思い違い(錯覚)して申し込んだので支払う義務はありません。代行を依頼したのではない、ということを郵便書留で出しておけば終わりです。

## 海外宝くじ

海外宝くじは何十億円もの大きな懸賞が魅力ですが、そこにつけこんで**海外宝くじの購入取次ぎ**をする商法です。

結論を言えば、発行は自治大臣が許可するもの以外できませんし、海外宝くじを購入することも、刑法187条で禁止されています。

要するに日本にいる限りは購入ができないということです。  
但し海外旅行中に現地で購入することは構いません。

## 裏ビデオ通販

ポストに裏ビデオ通販のチラシがよく入っていますが、**人の心理を巧みに利用した非常にあくどい商法**ですので絶対に手を出してはいけません。

手口は、最初は空テープや景色だけのテープを送り付けます。購入者が抗議の電話をすると、「実は警察の目を逃れるためで、今度はホンモノを送る。ついては正式入会金と追加料金がある」などと言って、更にお金を出させるわけです。

これを何度か繰り返します。

さすがに騙されたと気づいても、逆に脅されて泣き寝入りせざるを得なくなります。必ず代引き(着払い)ですので、業者は取りっぱぐれがありません。これは通信販売なのでクーリング・オフの対象外です。

くれぐれも手を出さないようにしてください。

なお、最近の例で、摘発された業者が懲役2年7ヶ月を求刑された裁判の事例がある通り、これは立派な犯罪です。

しかし、これも摘発されないと泣き寝入りで終わってしまうのです。

## 学習指導付き教材販売

学習教材を購入すれば「家庭教師」「塾」「ファックスや電話による指導」などの指導があるというセールストークで高額な教材を買わせる商法です。

しかし、実際にはこのような指導はほとんど行われていないケースも多いので、契約の際には、これらの**指導の内容が契約書にきちんと明記されていることを確かめること**です。

販売員の口約束を信じたのでは後の祭りです。

また指導が教材とは別料金になっている場合もありますので、その点は契約書等で十分に確認することが大切です。

訪問販売で購入した場合は、クーリング・オフができます。契約書受領後8日以内にクーリング・オフの手続きを取れば、支払ったお金は全て返金され違約金も不要です。また商品は業者の負担で返品できます。

## 名義貸し詐欺商法

これは商法というよりは詐欺ですから完全な犯罪です。大きくは2つのパターンがあります。

## 市場調査のアルバイト募集

リサーチ会社と称する会社が、消費者金融の多重債務の実態を調査する、というふれこみで特に学生のアルバイトを募集します。

アルバイト生は、架空会社の従業員になりすまして、サラ金で自分名義のカードを作り、最初は20万円～30万円程度を借りさせて、その一割をバイト料として払う代わりにカードを預かります。

そして、このカードで限度額一杯に借りまくってドロン！

つまり、アルバイト生の知らない間に多額の借金が残っているというわけです。この事件は、全国で被害者が5000人以上、被害総額が80億円といわれるほどの大きな問題となりました。

## 訪問販売会社の人から頼まれて名義を貸した

親しい訪問販売会社などの人から頼まれて、架空のクレジット契約を自分名義で作ります。

この時に頼んだ人間は「迷惑はかけない」とか、「お金は一切払わなくて良い」などと言います。でも、実はクレジット契約をすれば訪問販売会社には一括でお金が入るのです。

これを狙っているわけです。

そして契約した後に、やはりドロン！契約者は、商品も手にできないばかりか、クレジット契約に基づくローンが残るのです。

これらが代表的な名義貸し詐欺商法です。

は社会の仕組みをよく知らない学生  
は人の親切につけ込んだもの

契約書はどんな事情であれ、書いて捺印してしまえばその人の責任です。

名義を貸さなければ友人を失うというのであれば、その人はもはや友人ではないと思うべきです。

**名義は他人に絶対貸してはいけません。** たったそれだけで、人生を棒にふる危険性すらあるのです。

## アトピー商法

アトピーで悩んでいる人につけ込んで、全く効果のないものを法外な値段で売りつける商法です。

例えばDNAと乳酸菌を70万円で買わされた被害者は、良くなるどころかひどくなる一方で、ついには緊急入院するはめになりました。

二年間、温泉の宅配を受けた人は200万円も支払いながら全く効果がありませんでした。

入院が必要な患者のなんと49%がアトピービジネスによるものだと言われています。ステロイド治療に否定的な人が多いことも、この商法がつけ入るスキを与えているようです。

この多くは使い始めて、かえって悪化するケースが多く、業者は「それは好転反応だ」と太鼓判を押したような説明をしますが、医師の資格もなく、患者を直接診てもいないのに、そのような説明をすること自体が無責任で悪質です。

アトピーは非常に個人差が大きく、誰にでも有効な決定打は今のところありません。「絶対治る」とか、「使った人はみんな良くなった」などという謳い文句は**まず疑ってみるべき**です。

これは世の中にある、多くの健康食品や化粧品などにも言えることです。

## エステ、英会話教室

苦情が殺到しているエステ、英会話教室、学習塾、家庭教師派遣の4業種に対して、通産省が規制対象に含めました。これは平成十一年四月の改正訪問販売法に基づくものです。

「必ず痩せる」といった誇大広告や、実際とは異なる事実を消費者に伝えたり、契約を強要するなどの行為が禁止され、契約後8日以内ならクーリング・オフができます。

また8日を過ぎても中途解約ができるようになり、その際には業者が消費者に請求できる損害賠償額の上限も政令で定めることになっています。

違反業者には主務大臣から改善命令や業務停止などの行政処分が行われますが、禁止行為や業務停止命令に違反した場合は、懲役2年以下、罰金300万円以下に処せられます。

なお、消費者が受けたサービスに欠陥があった場合は、クレジット会社からの支払い請求を拒否できる「抗弁権の接続」も改正割賦販売法で認められるようになりました。

## デート商法

特に、若い独身の女性が狙われやすい商法です。

見知らぬ男性から電話があり、アンケートのような話から始まって徐々に身の上相談的な話題になり、女性を安心させます。

何回かの電話の後、実際に会うこととなりますが、男性は自分の会社に連れて行き、言葉巧みに宝石などの商談に導きます。

つまり、目的は宝石の販売にあるわけです。

最近では、この逆もあります。若く綺麗な女性が独身男性に近寄り、お色気作戦で高額な宝石などを販売するのです。

そして、ずる賢いことに、この時すぐには商品を渡しません。

例えば一ヵ月後に商品を引き取りに会社を訪問すると、また別の宝石の契約を更に持ちかけ、結局いくつものローンを組まされて、気づけば何百万円もの契約をするはめになるケースも多いのです。

これはたとえ相手の会社で契約したとしても、商談に関する説明を事前にしていませんから、ほとんどの場合、クーリング・オフができます。

しかし、何よりも、あまりにも被害者の危機意識の低さに驚くほかありません。

見知らぬ男性や女性の誘いに出かける危険さを認識すると共に、胡散臭い誘いは断固はねつける気持ちが必要です。

## モニター商法

「うまい話には落とし穴がある」の典型。

モニター商法は悪徳商法として非常に多いパターンです。Aさんは、46万円の羽毛布団を毎月2万3千円のローンで買えば、同時に布団のモニターとなって、モニター料を毎月3万5千円支払うと業者から言われました。

つまり、差し引き1万2千円のプラスになるというわけです。  
買うことを躊躇していたAさんも、この話を信じて契約しました。  
最初の二ヶ月くらいはモニター料が支払われましたが、なんと三ヶ月後に業者が倒産。Aさんのローンはクレジット会社との契約なので、毎月のローンはそのまま残り、もちろんモニター料は支払われません。

その業者の倒産は、計画倒産で、クレジット会社から一括で現金を受け取ってドロインすることが目的です。

Aさんは、商品のローンより多いモニター料が成り立つことに疑問を持つべきでした。このケースは、業者が倒産して、もう存在しませんから、クーリング・オフも成り立ちません。

最近では、着物のモニター商法も問題になりました。  
こういう類のものも、第三者からの意見も良く聞いて、問題点をよく見極めることが必要です。

## 失業者を狙った詐欺商法

リストラや倒産で失業中の中高年者をターゲットにした詐欺商法です。

新会社設立のためにと出資者を募集し、出資した人は出資額に応じて部長、課長などの役職と年収が与えられるという謳い文句です。  
業務内容は、環境に関する商品の製造、販売で、世界特許があるというものですが、

**環境問題は悪徳商法でよく使われるキーワード**で、環境というだけで、聞いている者の警戒心が薄らぐといえます。

以前あった詐欺は、ゴールドデン・インターナショナル・グループという会社が起こしたもので、1000人から、30億円以上の出資金を出させて雲隠れしました。

**なかなか職が見つからない人の心情をうまく利用した**と言えます。出資者は実際に入社はしていますが、仕事は次の出資者を募ることばかりで、環境の仕事など全くしていませんでした。何か殺伐として悲しさを感じる詐欺商法です。

## 悪徳占い師

先の見えない時代のせいも、占いがブームになっています。雑誌などに掲載の占いは、ある程度問題ないと思うのですが、路上で小さな机を構えて占いをする人に悪徳占い師が急増しています。

占いは、長い歴史で培われた統計的な学問ですから、占い師とは、従来十分研究して熟知しているのが当たり前です。そして、名前や生年月日や誕生の時間などを聞くことはありますが、**住所や電話番号などを聞くことは考えられません。**

もし聞かれたら「おかしい」と感じるべきです。特に女性などは、うっかり電話番号などを教えてしまうとストーカーまがいの被害を受けることもあるのです。

またこちらの質問に対して、つじつまが合わないような説明をするようだと、偽占い師か勉強不足の占い師ですから、さっさと見切りをつけるべきです。中には、仲間を病院に潜り込ませ、重い病院の診断を受けた人を見つけて、路上の仲間に連絡し、待ち構えて「悪い病気がついている」などと言って二束三文の水晶玉(ただのガラス)などを売りつける、という手の込んだことをする悪質な者もいます。

ここまで極端ではないにしても、**何かにつけて物売りつけようとする占い師は本当の占い師とは言えない**でしょう。

## 使っていない通話料の請求

特に伝言ダイヤルなどに関して多い被害ですが、通常の加入電話などでも起きています。

要するに、本人が使っていないのに多額の電話代や通信料の請求が来るというものです。

これは犯人が被害者宅の電話の端子盤に直接別の電話機をつなぎ、夜中などに電話をかけるため、被害者に電話代が請求されてしまうのです。

また、特にインターネットの普及から、そんな事実がないのに、**インターネットのアダルトサイトなどの観覧料などと題して、架空の請求を送りつけてくる**場合もあります。しかし、使った覚えがなければ支払う義務はありません。

この場合は催促があっても無視し続けるのがよいでしょう。

## 公園デビューに罫

これはあるテレビ番組で紹介されていたものです。

公園デビューとは、小さい子供を持つ母親が近所の公園に集まる同じような母親の仲間に入ることを言います。

問題なのは、ある人物がそのグループのボス的な立場になり、それを利用して他の母親達に化粧品などを買わせ、やがて販売までさせるようにしていくことにありました、要するにマルチまがい商法で会員を広めていったのですが、**他の母親達は仲間はずれにされたくないのに断りきれなかった**ようです。

この例の結論を言えば、仲間はずれにされた女性が消費アドバイザーの助言のもとに、マルチまがい商法の講習会を聞き、知らずに会員になった母親たちに正しい知識を啓蒙したことで、このボス的人物は信用を失い、そのマルチまがい商法も消滅したようです。

もしも、このようなことが起きている所があるようでしたら消費者相談室へ迷わず相談して下さい。

## レセプトチェック内職の落とし穴

通信教育で「在宅でレセプトチェックをして高収入！」などという案内がよくあります。

半年ほどの通信教育のあと、試験(公的な試験でなく、業者の試験)に合格すれば人材登録して仕事をまわすという謳い文句です。

結論を言えば、在宅でレセプトチェックはあり得ないのです。何故なら、チェックするためには患者個人の情報に触れることになりますから、個人情報第三者の自宅に届けることなどないのです。

業者は「カルテが公開になったから大丈夫」と言いますが、これは患者本人や家族のために公開するものであって、**関係のない第三者に公開することは絶対にありません。**

従って、「在宅でレセプトチェックを」というのは裏家業ということになり、まともに仕事ができることはまずありません。

また、教材などは、7.8万円くらいしますので決して安いものではありませんし、本来は全くの素人が半年ほどの通信教育で理解できるほどやさしくはないそうですから、薄っぺらい教材で通信教育する自体に無理があるのです。

つまり、**会社側は教材を売るのが目的で、できれば途中で挫折してもらうのが一番よく、最後まで終えた人でも試験で不合格にしてしまう悪質さ**です。

これは業者にいた元社員が言っていることですから間違いないでしょう。

この手の通信教育を始める前に、その正当性などを事前に国民生活センターなどに問合せしてみるといいでしょう。

## 次々販売

一人暮らしの老人を狙って安物の布団などを高額で、しかも時間をおいて次々と売りつけていく訪問販売です。

一人暮らしの寂しさから、営業マンの優しい語り口に、ついつい家にあげてしまい、話をしてしまいます。そこに付け込んで健康にいいからと、寝具などの購入を強く迫ります。断ると脅しをかけ結局は買わされてしまうことになるのです。

商品は例えば数万円の羽毛布団を何十万円もの高額で売るわけで、一度買うと何度もターゲットにされてしまい、数百万円もの購入をしてしまった方も大勢います。

初めにハッキリ断ることが大切ですし、もし買ってしまっても、8日以内に解約できるクーリング・オフが使えます。

以上が、よくある被害です。まだまだこれ以上にたくさんの悪徳商法が存在しますが、今後もどんどん、手を変え、品を変えながら新たな悪徳業者が出てくるでしょう。

しかし、私たちは決して甘い話や美味しい話に乗ることなく、自分自身を防衛していかなければいけません。

そういう意味でも、**私たちは、ビジネスや人を「見る目」も養っていかなければいけない**のです。

このように、悪質な業者が存在しますが、もちろん、これらで紹介した様々な商法の中にも、きっちりと健全にビジネスを運営している業者もいます。

ここでも言えることですが、最終的に同じ商法をしていても、そこに携わる「人」が最も大切な要因だということがお分かりいただけたかと思います。

くれぐれも「美味しい話や甘い誘惑」には引っかからないよう気をつけてください。

## クーリング・オフ(無条件解約)

クーリング・オフとは、訪問販売など営業所以外の場所で契約した場合や特殊な取引を行った場合に、一定の期間内に、消費者から一方的に契約を解除できる制度です。

従って自分から店に行って買った場合や通信販売はクーリング・オフの対象外です。

クーリング・オフができる期間は取引内容によって異なりますが、ほとんどが8日間(その他20日間という場合もある)ですので、8日間を目途に手続きをするのが良いでしょう。

**手続きは必ず書面で行います。**

内容証明郵便が確実ですが、結構面倒なので、ハガキの簡易書留でも構いません。ハガキの場合は必ず表と裏のコピーを取っておきます。

書面には契約内容と契約者名と「契約を解除します」の文言だけ書けば大丈夫です。

解除の理由などは特に書く必要はありません。

クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも出しておくのと万全です。

但し、3000円未満の現金取引の場合はクーリング・オフはできません。

また事業用や営業用に購入したもの、日本国外へ販売したもの、国や自治体や公共団体が販売したものにもクーリング・オフはできません。

なおクーリング・オフの期間が過ぎていても契約内容によっては解約できる場合がありますが、時間が経てば経つほど難しくなります。

半年後に多少の解約金を払うことで解約できた例もありますので諦めずに下記の相談窓口へ相談して下さい。

## 被害に遭ったら

もし悪質な業者の被害に遭ったら、クーリング・オフできるものは遠慮なく実施すべきです。クーリング・オフができるかどうかや、その他分からないこと、相談事があれば次のところで相談にのってくれます。

(財)日本訪問販売協会

消費者相談室 訪問110番

受付時間 月～金 10時～12時 13時～16時

札幌:011 - 221 - 6192

仙台:022 - 211 - 7989

東京:03 - 3357 - 6019

名古屋:052 - 931 - 5889

大阪:06 - 6946 - 9654

広島:082 - 222 - 7851

高松:087 - 834 - 9723

福岡:092 - 575 - 2798

国民生活センター

受付時間 平日 10時～12時 13時～16時

03 - 3446 - 0999

以上ご参考下さい